

第1回伊賀市下水道事業経営検討委員会 議事録

■開催日時 2019（令和元）年7月30日（水） 午後2時から午後3時50分まで

■開催場所 ゆめぼりすセンター 2階 大会議室

■出席者

【委員（12名）】（敬称略）

諏訪 克之（三重大学人文学部法律経済学科 准教授）

山中 利之（公認会計士）

界外 直樹（伊賀地域自治推進会議 会長）

高森 洋導（島ヶ原地域まちづくり協議会 委員）

奥井 平和（河合地域住民自治協議会 事務局長）

森田 安俊（伊賀市農業集落排水処理施設連絡協議会 会長）

上田 賢博（山田南地区農業集落排水事業実施委員会 会長）

福山 康宣（戸別合併処理浄化槽使用者代表）

福岡 丈典（ゆめぼりす伊賀立地企業連絡会 事務局）

山本 禎昭（上野商工会議所 副会頭）

中野 富美子（市民公募）

廣岡 伸幸（市民公募）

【事務局】

北山上下水道事業管理者

上下水道部 清水部長、中西次長兼経営企画課長、岸次長兼水道施設課長

営業課 中井課長、水岡主査

下水道課 森中課長、服部建設係長、深尾主幹兼施設維持係長

経営企画課 奥主幹兼経理係長、稲森主幹兼総務係長

【関係業者】

日本水工設計（株）名古屋支社 杉江、谷端

■傍聴者 なし

■会議概要

1. 開会

（1）管理者あいさつ

（管理者） 失礼します。上下水道事業管理者を務めております北山です。どうぞよろしくお願
い申し上げます。長かった梅雨が明けて、急に夏の酷暑がやって参りました。そのような中、本

委員会の開催を案内させていただきましたところ、大変ご多用のところ、諸事お繰り合わせの上、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。ご出席の皆様には委員の委嘱をさせていただきますので、今後の審議についてよろしくお願い申し上げます。

さて、現在の当市の下水道事業の一端を説明させていただきます。今、公共下水道事業ほか3つの下水道システムを導入しております。35の処理場と関連施設のほか、公共管理の合併浄化槽240基を所管、管理しております。当市で一番最初に整備した処理場を伴う下水道事業は、昭和61年に供用開始した農業集落排水事業の平田処理区で、下水道事業の先駆けとなりました。そして現在事業中で事業終盤を迎えておりますのが、出後から真泥地域を網羅する農業集落排水事業の山田南地区で、令和2年春の供用開始を見込んでいる状況です。

私どもが所管しております下水道事業ですが、3年前までは一般会計及び特別会計で運営しておりましたが、経営の見える化を図るため、平成29年度から企業会計方式に移行しました。その後、決算を積み重ねたことで前年度比較という形で経営の検証を行えるようになりました。

今回委員に委嘱させていただく皆様には、この委員会で市民の皆さんに身近なサービスを提供する公営企業としての下水道事業の経営を将来にわたり持続可能にしていくため、直面する課題を客観的に捉えた上で、その解決の方策を検討、議論していただきたいと考えております。

率直に申し上げて、下水道事業の経営は現在かなり厳しい状況に置かれております。そのため、正しく認識を共有させていただきたいのが、ご承知のように経営環境における2つの変化が起きていることでございます。

その一つは急速な人口減少と人口の低密度化であり、もう一つは施設の老朽化と大量更新です。下水道経営ですが、現在の料金収入は施設の運転管理費を賄うにも窮しつつあり、今後更なる人口減少とともに、需要が大幅に減り、料金収入もこのままでは大幅な収入減に陥り、料金の見直しは避けられない状況にあります。また、所管する下水道施設の大多数で大規模更新時期が到来していること、その大きな修繕需要を賄う資金の確保が必要となっております。言い換えますと、現在の料金体系では必要となる費用を捻出できない状況であるということになります。

このため、担当部署として、隣り合う下水処理場の統合によって処理人口の減少を補う施設の適正規模化を図ることや、修繕の頻度を工夫して施設の耐用年数を延ばすなどのストックマネジメントの導入を進め、事業費の低減を図り、毎年度必要となる更新事業費をできるだけ平準化させるなどして、料金収入に見合う予算編成を行えるようにすることなどが必要と考えております。

もし、迫っている施設の更新に着手できない事態になれば下水処理場施設の故障や突発性の事故などによる運転停止といった事態に陥りかねないこと、収入支出の面からも経営が困難になるおそれがあります。

こうした現状に加え、人口減少に直面して将来人口が9万人から7万人に減少していくことや、さらに人口の高齢化が進み、行政需要が子育て支援や福祉など様々な課題に取り組まなければならないなど、これまでの延長線上で下水道事業の経営を考えていけば経営は成り立たなくなるという可能性があるという危機感を持っております。

このため、冒頭でも申しましたとおり、下水道事業では3年間の準備期間を経て、平成29年

度から企業会計方式を導入して経営の見える化を図り、さらに平成30年度には下水道事業経営戦略2019を策定して事業の問題点を洗い出し、10年間の施設の更新計画とその必要な資金計画を定めました。

下水道事業では、人口減少に応じてサービス需要が減少する一方で、料金単価を見直さなければ収入がその分減少することになります。また、サービス需要が減少しても下水道のネットワークを維持する必要があるため、需要減少の割合で費用を削減することが困難であり、人口の低密度が進むほど各処理区の経営は悪化し、効率は下がって参ります。

引き続き市民の皆さんの暮らしを守るため、直面している施設の老朽化対策と大量の更新改築は避けられず、処理場などの大きな施設を適切に維持、更新していくことが私どもの大きな責任でありますし、そのための投資を適時適切に執行していくことが不可欠であると考えています。

今後ますます経営状況が厳しくなっていくものと見込まれますが、経営が厳しいと言って、これらの課題を先延ばしにすることはできない状況となっており、市民生活を支えるサービスを維持する責任を改めて認識し、適切な対応をしていきたいと考えているところです。

このため、こうした実情をきちんと捉えたうえで、今申し上げました大きな2つの変化に対応するために、経営環境に大きな影響を与える要素をきちんと反映させた下水道事業経営の将来見通しを正確に把握して頂けるよう、具体的資料等の提示とその説明に努めさせていただく所存です。

委員の皆様には下水道事業の経営状況を理解いただき、下水道の実態と課題に真摯に向かっていただいていた的確な判断をお願いしたいと考えております。

この委員会は概ね1年半程度の期間を見込んでおりますので、その間、諸事お繰り合わせの上、委員会にご出席いただきますよう、重ねてお願い申し上げますとさせていただきます。

(2) 委員の委嘱

- ・各委員の紹介と挨拶（委嘱状は予め配布）
- ・事務局職員の紹介

2. 伊賀市下水道事業経営検討委員会設置要綱について

資料2により、事務局から委員会設置要綱の要点を説明。

3. 会長・副会長の選任について

委員会設置要綱第5条第1項に基づき、委員の互選により、会長に山本禎昭委員を、副会長に森田安俊委員を選出。

（山本会長）失礼いたします。ただ今会長に選任いただきました上野商工会議所副会頭の山本でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。私の仕事は電気工事関係をしておりまして、下水道の関係につきましては不慣れでございます。先ほど、公平な立場ということで推薦をいた

できましたが、まさに公平な審議、判断がこの委員会で求められているということで選任いただいたと考えております。ご迷惑をかけることもあろうかと思いますが、全力投球でやっていく所存でございますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

(森田副会長) 私は神戸地区の農業集落排水を平成18年からさせていただいて、本当なら維持管理組合も辞めようと思っていたところ、この委員の仕事が順番で回ってきた。山本会長は以前からよく存じ上げており、会長を支える力になればと思います。

下水道については私も関係する仕事をしていたので、施設のこともわかっており、本当は施設が整っていないのに料金値上げは反対ということをお願いしたいのだが、立場上あまり言えない部分もある。しかし言いたいことは言っていきたいと思っていますので、どうぞご指導のほど、よろしくお願いいたします。

4. 諮問について

(事務局) 続きまして、上下水道事業管理者から委員会に対し、本市下水道事業の持続的かつ安定的な経営に関し必要な事項を調査・審議いただくため、諮問書をお渡しいたします。

(管理者) 諮問書。伊賀市下水道事業経営検討委員会設置要綱第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

諮問事項。伊賀市下水道事業の経営と使用料金等のあり方について

諮問の趣旨。本市の下水道事業は最初の供用開始から30年以上が経過する中、これまで整備してきた多くの下水道施設で老朽化が進んでおり、本格的な改築更新の時期を迎えつつあります。

一方で、人口減少や少子高齢化の進展による世帯構成の変化等により使用料金収入は減少傾向をたどり、事業経営を取り巻く環境はますます厳しさを増しています。

本市では、これまでも下水道の面的整備をはじめとする普及促進や企業会計方式の導入により経営状況の透明化を図るなど、事業者としての取り組みを進めてきましたが、前述の傾向は今後とも続いていくと考えられることから、施設の維持管理や更新に必要な財源の確保は本市の下水道事業にとって最も重視すべき課題の一つとなっています。

については、将来にわたり本市下水道事業の健全な経営を推進していくため、事業の経営状況や今後の見通しに係る分析とその結果を踏まえた適正な使用料金等のあり方について意見を求めます。

以上、伊賀市下水道事業経営検討委員会会長様、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局) 以後、議事の進行につきましては、委員会設置要綱第6条第1項の規定により、会長に進めていただきたいと思います。なお、本日は委員総数13名のうち12名の皆様にご出席ただいており、半数を超えていますので、委員会設置要綱第6条第2項の規定により、会議が成立していますことをご報告申し上げます。それでは山本会長、よろしくお願いいたします。

5. 協議事項

下水道事業の現状と課題及び今後の検討事項について

(会長) それでは私の方で進めさせていただきますので、よろしくお願ひします。事項書5番の「下水道事業の現状と課題及び今後の検討事項について」を議題とします。

まず事務局から説明をお願いします。

(事務局) 資料3に基づき説明。

(会長) ただ今の説明につきまして、資料のボリュームがかなりありますので、まず、下水道事業の現状の部分について質問等はございませんか。

(委員) 21ページで、伊賀市の使用料収入は維持管理費が100パーセントと資本費が約8.4パーセントに相当する額になっているとあるが、維持管理費はどのようなものに使っているのか、また、資本費とはどのようなものなのか、具体的に教えてほしい。

(事務局) ただ今ご質問いただきました維持管理費と資本費ですが、まず、維持管理費というのは、処理場の汚泥の引き抜きや動力費など、日常の維持管理をするための費用のことです。

それに対し資本費は投資的経費に係るもので、資本的支出として、処理場を建てるなどの大きな工事に伴う費用について耐用年数に応じて費用化していく減価償却費と、地方債を借りたときの借入金の利息から、国庫補助金や一般会計からの繰入金、工事負担金など特定のひも付き財源について耐用年数に応じた形で収益化していく長期前受金戻入を差し引いた分となります。大雑把に言いますと、地方債を借りたときの元利償還金とかなり近いものがございます。

(会長) あまり細かな話はさておき、要するに資本費は借金の返済ということでしょうか。

(事務局) 借金の返済と利息に近い金額になってきます。要するに減価償却費です。

(会長) 11ページの下の方のように理解すれば良いのか。

(事務局) 11ページの一番下には書いていますとおり、減価償却費と企業債利息がこれに相当します。正確に言いますと、ここから長期前受金戻入という国庫補助金の収益部分を差し引いた分が本来の資本費になります。

(委員) 使用料収入が資本費の約8.4パーセントしか賄えていないのを40パーセントに上げるためにはどうしたら良いのか。

(事務局) これを上げるためには維持管理経費を節約するか、料金収入を上げてくるかしか方法は無いかと思えます。

(会長) 資本費の40パーセントを賄うことが目標となるのか。

(事務局) 40パーセントというのは、総務省が定めた、これくらいが理想的だという数値になります。

(会長) 参考値ということで良いか。

(事務局) はい、参考値です。40パーセントに満たない部分は、現在、一般会計から繰り入れをいただき、資本費に充てている状況です。

(委員) 資本費の40パーセントを使用料で賄うということが、あるべき姿として目指すべき方向性であるというのは、課題の部分とリンクしてくるのかなと思うが、全国的にどういう状況なのか。他の自治体でもできるだけ速やかに達成すべきラインとして設定されているものなのか、例えば他市ではとっくに達成されていて、伊賀市がそれに到達できていないという話なのか、そういったことはこれから立てる計画にどういう形で盛り込まれていくのか。

また、12ページの使用料体系の話で、従量制と定額制人数割というのがあることを初めて知ったが、後々は同じ公共サービスを受けるという中で、やはり一つの体系の中に収まっていくことが望ましいということでご説明いただいた。これについて、現在は複数の料金体系を採用しているのは、供用開始当時、何か経緯があってその料金体系が望ましいということになったのか、それぞれの事業ごとに、基本形としてはこういう使用料体系が全国的に採用されているとか、そういった部分について教えていただきたい。

(事務局) まず資本費の40パーセントの件についてですが、毎年5月頃に全国の下水道事業の決算状況が決算統計として国へ提出されるので、そういうものを活用して使用料で資本費のどれだけを賄っているかについての全国的なトレンドを次回委員会で報告させていただきたい。

使用料体系につきましては、市内で最も処理区数の多い農業集落排水事業では、当初から人数割というのが全国的なトレンドでした。と言いますのは、農業集落では井戸水を使用している家庭が多かったため、水道使用量で料金を算定すると、適正な排水量を算定することが難しかったという事情があったものと考えられます。

(事務局) 補足としまして、三重県内の状況ですが、県内では現在、どの市町も従量制に変わっており、人数割を採用しているのは伊賀市のみの状況です。農業集落排水事業につきましては元々の成り立ちが人数割ということで、それをそのまま踏襲している状況です。また、12ペー

ジの右側の※印に記載しています特定地域生活排水処理事業については、市町村型の合併浄化槽ですが、これも三重県内の現状はほとんどが従量制となっています。

(事務局) さらに補足をさせていただきまして、下水処理について大きく3つのシステムを採用していますが、将来的には伊賀市のどこにお住まいでも、どの下水処理のシステムをお使いになっていただいても同じ料金体系になっていくことが望ましいと考えています。

ただ現在はそれぞれの生い立ちがございまして、まだ凸凹がございまして、何とかその水準を合わせさせていただく方向性が出てくれればありがたいと考えており、担当部署としてはそれを目指していくことが必要であると認識しています。

(会長) 今も言うていただきましたように、資本費の40パーセントというのは結構キーポイントになってきそうなので、その辺りの共通認識がしっかりしていないと議論が進まないと思うので、次回しっかりと整理をお願いします。

(委員) 同じような話になるが、そもそも資本費の40パーセントというのは、それに合わせる必要があるものなのか。現在8.4パーセントの水準を40パーセントまで上げるのは結構大変なことなので、なぜ40パーセントなのかをまず押さえておく必要があるのではないか。

(事務局) 総務省が示している40パーセントの根拠を全国的な状況と併せて、次回報告させていただきます。

(委員) 11ページについて、雨水、汚水は分流式になっているのか。

(事務局) 公共下水道につきましては分流式となっており、特定環境保全公共下水道と農業集落排水については雨水はありませんので、汚水のみとなっています。

(委員) 合流方式だと大雨時にオーバーフローを起こすことも考えられるが、それは大丈夫か。

(事務局) 伊賀市は分流式となっているので、オーバーフロー等は一切ありません。

(委員) 今回の資料では貸借対照表のデータがないように思うが、企業会計の決算書は閲覧可能か。

(事務局) 決算書は閲覧可能です。貸借対照表についても次回提示させていただきます。

(委員) 料金を見直せば全て収まっていくような考え方で進んでいくことについて危惧してい

る。公共下水もあるし農集も浄化槽もある。行政の管轄も農水省や厚労省、環境省と異なっており、対応もみな違う中で、一気に料金だけをまとめていけば結果的に収まるというのは少し難しいのではないかと思う。

これは行政の怠慢で、今まで何もせずに、行き当たってしまったから料金改定というのは、仕事の仕方が下手だと思う。この先、高齢者しか住まなくなったときに料金が上がってしまったら大変なことになる。一気に料金を上げて会計を健全化させることだけを考えていたら、弱者切り捨てのような形になり、市がきれいな水を供給し、人間の体を通して、それを処理していくという本来の目的を外れてお金儲けだけになってしまわないのかと思っているので、その辺りも踏まえて段階的に進めていかないと、40パーセントとかの数字だけで言われてしまっても難しいのではないかと思う。このことは今後も機会を通じて何度も言わせていただきたい。

(会長) これはご意見ということでよろしいですか。

(委員) はい。

(会長) その他下水道事業の現状についてご質問等はございませんか。

無いようでしたら、23ページ以降の今後の計画や課題、今後の検討事項の部分でご質問やご意見はございませんか。

(委員) 下水道事業については、元々合併前の市町村が整備したものがほとんどで、その時に決めた料金体系などを踏襲しており、合併後既に10数年以上そのまま来ている状況である。これだけ処理区ごとに違う料金を合わせるとなると、住民の合意を得ていくことが一番難しいと思うが、今後我々が検討していく中で、特に事務局としてこういうことを考えてほしいという点がありますか。

(事務局) 確かに合併前から続いている事業で、特に農業集落排水事業につきましては、小さなエリアのところもあり、それぞれの料金や一般会計からの繰出等についても合併前の団体でそれぞれの考え方があったものと思われませんが、何とか段階的にやっていかなければならないというのも現実なので、その辺りについては次回以降の議題の中で議論いただきたいと考えています。

(会長) 基本的な質問で申し訳ないが、料金というのはどのような決め方をしているのか。各処理区で決めているというが、基本式のようなものはある訳ですよね。

(事務局) 現在の料金の決め方といいますのは、各処理区で発生する汚泥の処分や電気代などの日常の維持管理費等の算定と使用している人数をもとに、農集や特環では基本料金と加算料金を割り出して料金を決めています。

(会長) そうすると、処理区の規模に応じて料金が異なることも仕方ないという流れの中でこれまで進んできたということですね。

(事務局) それぞれの処理区で処理人口も違いますし、施設の規模や処理能力も違いますので、そういったところで料金も変わってくるというのが現在の料金算定の基礎となっている部分です。

(委員) 17ページの受益者負担金は、建設費の一部を特別に負担していただくもので、使用料とは別の料金ということだと思うが、そうすると農業集落排水事業では初度の負担金は大変なことになりますね。

(委員) 受益者負担金について、合併して上限45万円となって、その後一般会計から出した。合併前は上限なしで処理場や管路整備費の何パーセントという形だったが、合併したら特例債か何かわからないが上限45万円という形で、その後ちょっと損をしている。そのようなやり方はそのまま引き継いでいって良いのか心配する。いろいろな問題があるのに、それを均していかなければ料金の議論も進まないのではないか。

(事務局) ご指摘の使用料と分担金は基本的に性質の違うもので、使用料は先ほどから説明させていただいている方針に基づき算出していきます。

分担金についてはそれとはまた違った視点があり、例えば10万円の事業費で補助率50パーセントの場合、5万円が国庫補助金として入ってきます。その残りの50パーセントについて起債を充当して借金で賄うこととなりますが、国の基準で起債の充当率が95パーセントという規制があり、残りの5パーセントを分担金として受益者からいただいているもので、使用料と分担金は分けて考える必要があります。

(会長) 起債の充当率は改正される可能性もあるのか。

(事務局) 今のところは95パーセントが上限となっています。

(委員) 将来的には従量制に持って行って、上水道のスライド制みたいな形の料金体系にしていこうと考えているのではないか。

(事務局) 委員の皆様には料金の改定について審議をお願いしたいと思っておりますが、一番先にあるのは、水道料金と連動するような形で料金体系を合わせていくのが事業者としてはベストと考えています。それはどういうことかと言いますと、人数制ですと現状ではお生まれに

なったり、お亡くなりになった場合に變更していただく手続きが出てきますが、水道使用量というのは日常生活で使っていただく炊事、洗濯、風呂等の水が基本となり、それが下水として浄化されていくことになるので、一番算定しやすい、負担をお願いしやすい単位になると考えています。

(会長) 他にご質問等はございませんか。

本日は下水道事業の現状と課題、今後の検討事項ということで大まかな説明をいただき、委員の皆様のご意見や思いも聞かせていただいた。次回はより詳細な部分に入っていくと思うので、資料等の準備等をお願いしたい。

本日の内容については概ねご理解いただいたということで、事項書5番の協議事項を終了させていただきます。

6. その他

事務局から委員報酬の支払い等に係る事務手続きについて連絡。

閉会

(会長) これで本日の事項は終了となります。皆様方におかれましては、議事の進行へのご協力、ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。それでは、事務局の方にお戻しさせていただきます。

(事務局) 委員の皆様におかれましては、長時間にわたり慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。本日、ご審議いただきました内容につきましては、事務局で議事録として整理させていただき、市のホームページに掲載させていただきます。

なお、次回の委員会につきましては、施設見学も併せて計画させていただきたいと考えていますので、よろしく願いします。

それではこれで第1回伊賀市下水道事業経営検討委員会を閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。